

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しについて

令和7年2月13日

個人情報保護委員会事務局

データ利活用：EUと日本のデジタル関係の法制度の整備

	データ関係					
	データ保護の法的強化 各分野における データ利活用に影響	データ利活用の法的強化 ①個人起点（一次利用）、②社会起点（二次利用） 等でのルール整備が進展 ※GDPRと整合的な形でEHDS法等は整備	競争政策関係	AI関係	サイバー セキュリティ 関係	
EU	GDPR (2016)	データスペース構想 (2020) 国や組織を超えてデータを連携できる空間に関するルールや仕組みを整備する構想。ヘルスケア、産業・製造等の9分野を指定 データガバナンス法 (2021) オープンデータ以外の政府のデータ共有促進 データ法（2023） 民間の非個人データ（IoT等）の共有促進 EHDS法 (医療・2024) ・ヘルスデータ基盤の構築 ・ヘルスデータ(仮名化・匿名化済)の第三者提供に同意不要 ・医療機関からのデータ提出義務 PSD3（金融決済・検討中） ※PSD2は2015に成立 金融データアクセスの枠組と連携したPSD2の改正	デジタル市場法 (2022) 競争可能で公正な市場の確保	デジタルサービス法 (2022) 消費者と企業へ安全なオンライン環境を創出	EU AI法 (2024) 人間中心のAI開発政策の具体化	サイバーレジリエンス法 (2024) デジタル要素を含む製品への水平的なサイバーセキュリティ要件の整備
日本	個人情報保護法	日本では、一部の対応※にとどまる。 ※次世代医療基盤法・銀行法等	PF透明化法 スマホ競争促進法	電気通信事業法等で一部対応	検討中	サイバーセキュリティ基本法をはじめ、各種ガイドライン等 で対応 (IoTセキュリティ適合性評価制度（JC-STAR） ※2025.3制度開始予定)

(参考) これまでの検討経緯

令和5年

- 9月27日 「改正個人情報保護法の施行状況について①」公表
- 10月18日 「改正個人情報保護法の施行状況について②」公表
- 11月15日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」公表
- 11月下旬～ 関係団体等ヒアリングを順次実施

令和6年

- 2月21日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討項目」公表
- 4月上旬～ 有識者ヒアリングを順次実施
- 6月27日 「中間整理」公表（～7月29日までパブコメ実施）
- 9月 4日 「中間整理」に関する意見募集の結果 公表
- 10月16日 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」公表
- 12月17日 事務局ヒアリング（有識者、経済団体・消費者団体等）の状況報告
- 12月25日 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会 報告書」公表

令和7年

- 1月22日 「「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について」公表

個人情報保護制度の基本的在り方に関するヒアリング

「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に基づき、個人情報保護委員会事務局において、個人情報保護制度の基本的在り方に関するヒアリングを実施。

個人情報保護政策を考える上で注目すべき環境変化、重視すべきリスク・政策目的、実態を踏まえた規制の在り方といった制度の基本的在り方に関わる次元の論点について、改めて、幅広いステークホルダー等の間で再確認するもの。

【ヒアリング対象】

（有識者：11名）

・石井夏生利氏 ・板倉陽一郎氏 ・佐藤一郎氏 ・宍戸常寿氏 ・新保史生氏
・鈴木正朝氏 ・曽我部真裕氏 ・高木浩光氏 ・高橋克巳氏 ・森亮二氏 ・山本龍彦氏

（経済団体・消費者団体等：17団体）

・一般社団法人AIガバナンス協会 ・一般社団法人新経済連盟 ・一般社団法人全国消費者団体連絡会
・一般社団法人データ社会推進協議会 ・一般社団法人電子情報技術産業協会 ・一般社団法人日本IT団体連盟
・一般社団法人日本インタラクティブ広告協会 ・一般社団法人日本経済団体連合会
・一般社団法人日本DPO協会 ・一般社団法人日本ディープリング協会
・一般社団法人MyDataJapan ・一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
・公益社団法人全国消費生活相談員協会 ・国立研究開発法人情報通信研究機構
・サステナビリティ消費者会議 ・主婦連合会 ・プライバシーテック協会

ヒアリングでは、多くの論点について、様々な観点からの指摘があった。

ヒアリングから得られた**個人の権利利益の保護を要する局面や本人の関与の在り方等に関する視点は、特定分野におけるデータ利活用の議論を行う上でも有用**と考えられる。

今後とも、このような幅広いステークホルダーの意見を踏まえながら、必要な対応について検討していくことが重要であり、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、透明性のある形で関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることとしている。

適正な個人データの取扱い確保のための規律

※民間部門に適用される規律について述べたもの

適正な個人データの取扱いを通じて個人の権利利益を保護するために、個人情報保護法において、次のような規律を整備。

これらは**全ての事業者**に適用される**最低限のルール**ともいえ、取り扱われる個人データ、利用目的の性質及び事業活動の態様に応じて、特別法、ガイドライン、認定個人情報保護団体や業界の自主基準、運用等により**必要に応じて上乗せ**される。

(1) 個人データに着目した規律

✓「**個人情報データベース等**」による**個人データの取扱いの危険性**に着目し、それを**事業の用に供している個人情報取扱事業者**に対し、その適正な取扱いを担保するための義務等を規律。

(2) 個人情報取扱事業者による適正な取扱い

① 本人の関与による適正な取扱いの確保

✓ 個人情報取扱事業者自身のガバナンスにより法律に定める義務が適切に履行され、当該個人情報取扱事業者から本人への通知・公表・同意取得等（※）により**本人による適切な関与・監視を受けつつ**、適正な取扱いの実現を期待するという**当事者間での自主的な規律を重視**する構造。

(※) ●取得・利用に関するルール：利用目的を特定し原則としてその範囲内で利用し、取得時に本人に利用目的を通知・公表する。

●第三者提供に関するルール：第三者提供時には、原則として本人の同意を得る。

●公表事項・開示請求等への対応に関するルール：本人から開示・訂正・利用停止等の請求があった場合にはこれに対応する。

② 事業者内における適正な取扱いの確保

✓ 偽りその他**不正の手段により個人情報を取得**すること、あるいは、違法又は不当な行為を助長し又は誘発するおそれがある方法により**不適正な利用**を行うことは、個人の権利利益の保護を脅かすおそれ大きい。

✓ 利用目的が妥当であっても、正確性が保たれていなければ、本人に望まぬ影響を与えかねないことから**正確性確保**を義務付け。

✓ 個人データが個人情報取扱事業者や本人の関与不可能な領域に流出することで本人の権利利益を損なうリスクが増大することから、必要な**安全管理措置、従業員や委託先の監督**を義務付け。

事務局ヒアリングを踏まえて短期的に検討すべき追加論点について

個人情報保護政策の在り方についての様々な考え方

(「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた事務局ヒアリング」における指摘)

個人の権利利益を
保護するために
考慮すべきリスク

個人データの利用に
おける本人の関与の
意味

事業者のガバナンス

個人データの適正な
取扱いに係る義務を
負うべき者の在り方

個人データに関する
考慮要素等

個人情報の取扱いに
関する規律

個人情報保護法の
位置付け

事務局ヒアリングを通じて得られた視点

個人情報保護法の保護法益

本人の関与

事業者のガバナンス

官民を通じたデータ利活用

短期的に検討すべき追加論点

個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

「本人の権利利益への直接の影響の有無等」を切り口とした規律の内容を検討

● 同意規制の在り方

個人の権利利益の侵害が想定されない統計作成等であると整理できるAI開発等、以下の場合には同意不要と整理できるのではないかと

- ① 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合
- ② 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合
- ③ 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合であって本人同意を得ないことに相当の理由があるとき

● 漏えい等発生時の対応（本人通知）の在り方

本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は本人通知不要と整理できるのではないかと

個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方（ガバナンスの在り方）

● 個人データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方

個人情報の取扱いに関わる実態（個人データ等の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースが拡大、委託先の管理等を通じた安全管理措置に係る義務の適切な遂行が困難）を踏まえ、個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方を検討すべきではないか

個人情報保護法の制度的課題の再整理

個人情報保護法の目的（第1条）

「…個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

事務局ヒアリングを通じて得られた視点

個人情報保護法の保護法益

本人の関与

事業者のガバナンス

官民を通じたデータ利活用

個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

- 同意規制の在り方
 - 統計作成等^(※)、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方
 - ※ 統計作成等であると整理できるAI開発等を含む
 - 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方
 - 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方
 - 病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方
- 漏えい等発生時の対応（本人通知等）の在り方
- 子供の個人情報等の取扱い^(※)

※心身の発達過程にあり本人による実効性ある関与が必ずしも期待できない

個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方

- 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方
- 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方
- 身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）^(※)に関する規律の在り方
 - ※本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる
- オプトアウト届出事業者に対する規律の在り方

個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方

- 勧告・命令等の実効性確保
- 刑事罰の在り方
- 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段（課徴金制度）の導入の要否
- 団体による差止請求制度・被害回復制度の導入の要否
- 漏えい等報告等の在り方

個人情報保護法の制度的課題に対する考え方

(個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方)

1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

(1) 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- 統計情報等の作成^(注1)のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっていること、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ないものであることから、このような統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等^(注2)を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能としてはどうか^(注3)。
 - 注1：統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。
 - 注2：個人データ等が統計情報等の作成にのみ利用されることを担保する観点等から、個人データ等の提供元・提供先及び公開されている要配慮個人情報の取得者における一定の事項（提供元・提供先、取得者の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容等）の公表、統計作成等のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意、提供先及び取得者における目的外利用及び第三者提供の禁止を義務付けることを想定。
 - 注3：具体的な対象範囲や公表事項等はステークホルダーの意見をよく聞きながら個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）等で定めることを想定している。
- 行政機関等の取り扱う保有個人情報についても同様に、利用目的以外の目的のための提供に係る「統計の作成」の例外規定の対象を、統計情報等の作成に拡大してはどうか。

(2) 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- 個人データの第三者提供等が契約の履行のために必要不可欠な場合を始め、目的外利用、要配慮個人情報取得又は第三者提供が本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合^(注4)について、本人の同意を不要としてはどうか。
 - 注4：例えば、本人が、事業者Aの運営するホテル予約サイトで事業者Bの運営するホテルの宿泊予約を行ったため、事業者Aが事業者Bに当該本人の氏名等を提供する場合や、金融機関が海外送金を行うために送金者の情報を送金先の金融機関に提供する場合等が想定される。具体的な対象範囲はステークホルダーの意見をよく聞きながら委員会規則等で定めることを想定している。

個人情報保護法の制度的課題に対する考え方

(個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方)

1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方 (続)

(3) 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方

- 人の生命、身体又は財産の保護のための例外規定及び公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のための例外規定について、現行制度においては「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件が付されているが、事業者・本人の同意取得手続に係る負担を軽減し、個人情報のより適正かつ効果的な活用及びより実効的な個人の権利利益の侵害の防止につなげる観点から、「本人の同意を得ることが困難であるとき」のみならず、「その他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」(注5)についても、上記例外規定に依拠できることとしてはどうか。

注5：例えば、(公衆衛生の向上のために特に必要である一方で、) 本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置(氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等)が講じられているため、当該本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがない場合等が想定される。具体的な事例についてはステークホルダーの意見をよく聞きながらガイドライン等において明確化することを想定している。

(4) 病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方

- 医学・生命科学の研究においては、研究対象となる診断・治療の方法に関する臨床症例の分析が必要不可欠であり、病院等の医療の提供を目的とする機関又は団体による研究活動が広く行われている実態があることから、目的外利用規制、要配慮個人情報取得規制、第三者提供規制に係るいわゆる学術研究例外に依拠することができる主体である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体(注6)が含まれることを明示することとしてはどうか。

注6：例えば、病院や、その他の医療の提供を目的とする機関等(診療所等)が含まれることが想定される。具体的な対象範囲はステークホルダーの意見をよく聞きながらガイドライン等において明確化することを想定している。

2 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方

- 現行法上、個人情報取扱事業者は、漏えい等報告の義務を負うときは、本人への通知が困難な場合を除き、一律に本人への通知義務を負うこととなるが、本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合(注7)について、本人への通知義務を緩和し、代替措置による対応を認めることとしてはどうか。

注7：例えば、サービス利用者の社内識別子(ID)等、漏えいした情報の取得者において、それ単体ではおよそ意味を持たない情報のみが漏えいした場合などが想定される。具体的な対象範囲はステークホルダーの意見をよく聞きながら委員会規則等で定めることを想定している。

- 行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうか。

個人情報保護法の制度的課題に対する考え方

(個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方)

3 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い

- 子供は、心身が発達段階にあるためその判断能力が不十分であり、個人情報の不適切な取扱いに伴う悪影響を受けやすいこと等から、子供の発達や権利利益を適切に守る観点から、一定の規律を設ける必要があるのではないか。その場合、対象とする子供の年齢については、現在の運用の基礎となっているQ&Aの記載^(注8)や、GDPRの規定^(注9)などを踏まえ、16歳未満としてはどうか。
注8：「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A」Q 1 – 62
注9：GDPR第8条
- 16歳未満の者が本人である場合における、本人からの同意取得や本人への通知等に係る規定について、原則として、当該本人の法定代理人からの同意取得や当該法定代理人への通知等を義務付けることとしてはどうか。その上で、一定の場合^(注10)については、例外的に、本人からの同意取得や本人への通知等を認める必要があるのではないか。
注10：例えば、本人が16歳未満であることを事業者が知らないことについて正当な理由がある場合、法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して個人情報を取得した場合、本人に法定代理人がない又はそのように事業者が信ずるに足りる相当な理由がある場合が想定されるのではないか。
- 16歳未満の者を本人とする保有個人データについて、違法行為の有無等を問うことなく利用停止等請求を行うことを可能としてはどうか。その場合において、一定の例外事由^(注11)を設ける必要があるのではないか。
注11：例えば、法定代理人の同意を得て取得された保有個人データである場合、要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合、本人が16歳以上であると信じさせるために詐術を用いた場合、法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して保有個人データを取得した場合等が想定される。
- 未成年者の個人情報等を取り扱う事業者は、当該未成年者の年齢及び発達の程度に応じて、その最善の利益を優先して考慮した上で、未成年者の発達又は権利利益を害することのないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の責務規定、及び、個人情報の取扱いに係る同意等をするに当たって、法定代理人は、本人の最善の利益を優先して考慮しなければならない旨の責務規定を設けてはどうか。
- 法定代理人の関与及び責務規定については、行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうか。

以下参考

ヒアリングから得られた視点 – (1) 保護法益について–

考慮すべきリスク

- (A)評価・選別及びこれに基づく影響を与えるリスク (B)直接の働きかけを行うこと
(C)秘匿領域が他人に知られるリスク (D)自身のデータを自由意思に従って制御できないリスク

リスクの優先順位等には、いくつかの異なる考えが示されたが、**バランス良く対応を検討すべきという指摘が大半。**

このほか、次の主張・指摘があった。

- (D)は本人に関わる情報の取扱いを本人が決定する権利に関わるリスクであり、位置付けが異なる。
- データ保護法制たる個人情報保護法が考慮すべきは(A)が主であり、他は副次的、間接的。

→「個人の権利利益の保護」の意味合いに関しては、その権利利益の外延や、特に規律すべき取扱いなどについて様々な考え方があることの表れと考えられる。

保護を要する局面

- ① **本人の知らぬ間に本人の情報を取得すること**
- ② **データ分析等を通じて評価・選別を行うこと**
- ③ **評価の結果を利用して本人に働きかけること**

など、様々な段階があることから、**それぞれの段階を念頭においた検討**を行うことで、より適切な規律となり得るのではない。

保護の対象、規律対象

法目的・理念に即した適切な規律の在り方については、**様々な観点からの検討の余地**があり得るのではない。

- 保護の対象については、その取扱いによる本人へのリスク（差別的な取扱いの助長、追跡性、脆弱性、本人到達性等）を惹起し得る情報を幅広く対象とすべきとの考え
- 規律する取扱いの態様についても、評価・分析などの「取扱いの類型」や「その目的」を規律対象とすべきとの考え

プロファイリング

プロファイリングをはじめとする個人情報の処理内容についても何らかの規律が必要との指摘も多い。

具体的には、プロファイリング実行のためのプログラム作成に係る元データの利用目的やその関連性、プログラムそのものに関わる論点、プロファイリングによって得られた結果の取扱いなど、様々な視点が示された。

ヒアリングから得られた視点 – (2) 本人の関与について –

本人の関与

本人の関与の趣旨として大きく2つの考え方

①事業者におけるガバナンスを確保するための手段

個人の認知限界や、個人と事業者との情報・交渉力等の非対称性などが存在するとの前提の上で、次のa)、b)の考えがあり、どのような場合をb)の領域とするか様々な考えが示された。

- a)個人の選択権であり本人の関与が当然認められるべきという考え
- b)合理的な基準を設けて、その適合性を規制当局が監視することが必要であるという考え

②本人に関わる情報の取扱いを本人が決定する権利

この中でも、次のa)、b)を両端として、その間で様々な見解が示された。

- a)個人データは本人の所有物であり本人はあらゆる利用について許諾又は拒否の権限を持つべきとの考え
- b)社会的なニーズ・手続負担等を踏まえた現実性・具体的な個人の権利利益とのけん連性等との関係で自ずと制限が課されるとの考え



①の観点からは、**本人に直接の影響がない取扱いについては、本人の関与を担保する必要が必ずしもないのではないか**との視点が得られた。ただし、**その場合においても②については別途、その要否や程度、手法等について検討する必要**があるものと考えられる。

特に**生成AI**については、学習結果が（個人情報を含まない）パラメータとなることを念頭において「個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用」であるとして、**本人の関与は必要ないとする指摘が大半**であったが、②の観点から、**自分の情報のAI学習利用について関与できることが必要との考えも**見られた。

②の権利には、現状の開示等の請求等に加えて、能動的に自らの情報を活用する観点からの**データポータビリティも含まれるのではないか**という視点も得られた。ただし、**事業者の負担や事業分野ごとの必要性・妥当性等についての議論が必要**であると考えられる。

ヒアリングから得られた視点 – (3) ガバナンスについて–

ガバナンス

本人（個人）

個人の認知限界や個人と事業者との情報量・交渉力等の非対称性などの観点から、事業者における個人データの取扱いの改善を本人の関与により実現することを期待することは、現実的には相当程度に困難であるという認識は共有。消費者等の個人においても、全ての個人情報の取扱いの具体的な内容を監視するということは負担が重い。

事業者

事業者が、その個人データに係るデータベースの構築やそのデータ処理のプロセスについて、実質的に第三者に依存するケース等が拡大。事業者が委託先の管理等を通じて安全管理義務を適切に果たせるかについては、否定的な考え方が示されている。これは、第三者が利用することを念頭に個人情報を取得し、個人データを第三者に継続的に提供する場合などにおいても同様。



現行法上、個人データの適正な取扱いの義務等を負う事業者も、ガバナンスの一端を担うことが想定されている本人も、個人情報の取扱いの適正性を確保する能力が不足している可能性がある。一方、適正に取り扱う能力のある者等に対して、実効的な規律が及んでいない可能性がある。こうした状況を踏まえ、個人データの取扱いの実態に即し、適正な取扱いの義務を負うべき者とそれぞれの義務の内容等に加え、認定個人情報保護団体やプライバシーガバナンスなどの自主的な取組等を織り交ぜた全体のガバナンスの在り方などについて幅広く議論を深めていくことが個人データの適正な取扱いの確保・促進につながるのではないかなどの視点が得られた。

ヒアリングから得られた視点 ー（４）官民を通じたデータ利活用等ー

行政機関等における個人情報の適切な取扱い

準公共的な分野での事業者と行政機関等が連携した個人情報の利用などを念頭に置いた、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを含めた整理が必要であるとの指摘があった。

→官民を通じたデータ利活用については、いわゆる旧行個法が基本としていた考え方を踏まえつつも、社会的なニーズ等を考慮しながら、個人情報保護法の目的・理念に即し、全体としてバランスのとれた法の見直し・運用を行っていく必要があるのではないかとの視点が得られた。

特定分野における取扱い

個人情報保護法はあくまで一般法であることから、例えば、医療分野等の特定分野や、AIなどの特定の取扱い等については、一般法とは別に、実態や社会的な影響等を踏まえた特別法等で規律することも有用との意見もあった。

→一般法としての個人情報保護法のみならず、特定分野等における規律（特別法等）も含め、全体として適正な個人情報の利用と個人の権利利益の保護が確保されることが重要であるとの視点が得られた。